

第12回尼崎市動物愛護管理推進協議会次第

と き 平成26年 2月24日(月)

と ころ 兵庫県動物愛護センター多目的ホール

1 協議事項にもとづく意見交換について

2 その他について

(添付資料)

- 資料1 第12回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席予定者名簿
- 資料2 第10回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨(案)
- 資料3 第11回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨(案)
- 資料4 「震災で消えた小さな命展(複製画展)」の開催結果について
- 資料5 「震災で消えた小さな命展」特別講演会の開催結果について
- 資料6 動物愛護推進員の応募状況について
- 資料7 今後の具体的な取り組みの検討について

第 1 2 回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席予定者名簿

【尼崎市動物愛護管理推進協議会委員】

役 職 名 等	氏 名
大阪府立大学名誉教授	植村 興
社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会常任理事	田中 正三
特定非営利活動法人 C. O. N 副理事長	入江 昭子
尼崎小動物愛護推進協会員	瀬戸口 敬幸
一般社団法人尼崎市開業獣医師会理事	笹木 真理子
公募市民	藤村 貴代美
公募市民	上田 つた子
公募市民	宮座 欣枝
公募市民	佐藤 由希子
尼崎市保健所長	郷司 純子

※団体代表者については代理出席となる場合もあります。

【事務局他】

所 属	氏 名
健康福祉局保健部長	安福 章
健康福祉局生活衛生課長	宮永 恵三
健康福祉局生活衛生課動物愛護センター所長	大平 和宏
健康福祉局生活衛生課動物愛護担当係長	田原 正規
健康福祉局生活衛生課動物愛護センター技術員	野村 芽衣

第 10 回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（案）

1 日 時

平成 25 年 8 月 26 日（月） 午後 2 時から午後 4 時まで。

2 場 所

尼崎市議会棟 第 3 委員会室

3 出席者

(1) 委 員 7 名（五十音順 敬称略）

入江昭子、上田つた子、植村興、笹木真理子、佐藤由希子、藤村貴代美、宮座欣枝

(2) 事務局等 5 名

宮永生活衛生課長、大平動物愛護センター所長、田原生活衛生課動物愛護担当係長及び野村技術員

4 議事の概要

(1) 動物愛護基金の PR パンフレットについて

事務局から示された案（資料 3）に対して、全体的に文字数をもう少し減らした方がよいのではないかという意見があった。

総論的にはこれで問題ないと思うので、細かい部分については行政の方でつめてもらえばどうかという意見があった。

(2) 犬・猫の適正飼養パンフレットについて

事務局から示された案（資料 4）に対して、既に他の自治体で作成されているようなありきたりのものではなく、尼崎市独自のものを作ってはどうかなどの意見があった。

そこで、9 月 9 日と 24 日に作業部会を開催して、「犬・猫の適正飼養パンフレット」について協議を行うこととなった。

(3) 震災で消えた小さな命展について

尼崎市から協議会の構成 3 団体に対し、「震災で消えた小さな命展」の共同開催についての相談があり、それぞれ持ち帰り検討することとなった。

以 上

第 11 回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（案）**1 日 時**

平成 25 年 11 月 18 日（月） 午後 2 時から午後 4 時まで。

2 場 所

尼崎市議会棟 第 3 委員会室

3 出席者**(1) 委 員 7 名（五十音順 敬称略）**

入江昭子、上田つた子、植村興、笹木真理子、佐藤由希子、田中正三、藤村貴代美、
宮座欣枝

(2) 事務局等 5 名

宮永生活衛生課長、田原生活衛生課動物愛護担当係長

4 議事の概要**(1) 第 10 回会議の議事要旨について**

事務局から示された議事要旨案に対して、次回会議までに委員のひとりから修正案が提示されることとなった。

(2) 犬・猫の適正飼養パンフレットについて

ア 犬のパンフレット案については、下記の意見を踏まえながら行政で細部を詰めていくことを確認した。

- ・犬を飼う前の注意事項に高齢犬への対応を記載してはどうか。
- ・犬の便利帳のようなものを追加してはどうか。
- ・尼崎市が行なっている譲渡事業をもっと目立つようにしてはどうか。
- ・「市内で登録している犬のしつけ事業者についてお知りになりたい方は動物愛護センターまでご連絡ください」という文言を追加してはどうか。

イ 猫のパフレット案については、これまでの議論を踏まえながら、案を提示した特定非営利活動法人 CON と行政で細部を詰めていくことを確認した。

(3) 「震災で消えた小さな命展」等について

尼崎市（主催）及び協議会構成 3 団体（共催）による協働事業として、「震災で消えた小さな命展」を開催すること確認した。

併せて、尼崎市（主催）及び特定非営利活動法人 CON による協働事業として、「震災で消えた小さな命展」代表うささんによる特別講演会を開催することを確認した。

以 上

「震災で消えた小さな命展～複製画展～」の開催結果について**1 実施主体**

主催：尼崎市（動物愛護センター）／

共催：尼崎小動物愛護推進協会、一般社団法人尼崎市開業獣医師会
及び特定非営利活動法人CON

2 実施期間

平成26年1月27日（月）から平成26年2月2日（日）まで。

3 実施場所

尼崎市役所本庁舎南館1階市民ホール

4 観覧者数

約500名

「震災で消えた小さな命展」特別講演会の開催結果について

1 実施主体

主催：尼崎市／共催：特定非営利活動法人CON

2 実施日時

平成26年1月29日（水）午後2時から午後4時まで

3 実施場所

尼崎市議会棟2階議員総会室

3 参加者

57名

4 実施内容

(1) 開会の挨拶

尼崎市生活衛生課 宮永課長による開会の挨拶

(2) 講演1

「震災消えた小さな命展」代表 うさ氏による講演

(3) 講演2

新宿区保健所衛生課 高木優治氏による講演

(4) 質疑応答

会場全体での質疑応答

(5) 閉会の挨拶

特定非営利活動法人CON 三田代表による閉会の挨拶

動物愛護推進員の応募状況について

1 応募者数

31名（男性4名、女性27名）

2 活動内容

「動物の愛護及び管理に関する法律」第38条で規定された活動

（動物愛護推進員）

第38条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- (2) 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- (3) 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。
- (4) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。
- (5) 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

3 委嘱前説明会

(1) 日 時

2月27日（木）14：00～15：30

3月 1日（土）10：30～12：00

3月 1日（土）14：00～15：30

いずれか1回を受講

(2) 場 所

兵庫県動物愛護センター

今後の取り組みにの検討について

1 現 状

(1) 犬の収容等状況

※25年度は1月末データ

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
収容頭数（子犬再掲）	122(4)	56(12)	64(9)	65(6)	59(0)
返還頭数（子犬再掲）	12(0)	5(0)	11(0)	14(0)	11(0)
譲渡頭数（子犬再掲）	13(0)	15(1)	35(1)	42(0)	45(0)
処分頭数（子犬再掲）	97(4)	35(11)	19(8)	7(6)	1(0)

(2) 猫の収容等状況

※25年度は1月末データ

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
収容頭数（子猫再掲）	577(508)	597(542)	394(355)	359(300)	320(282)
返還頭数（子猫再掲）	0(0)	4(0)	1(0)	6(0)	7(5)
譲渡頭数（子猫再掲）	11(9)	26(18)	14(5)	53(31)	109(93)
処分頭数（子猫再掲）	575(507)	561(517)	385(356)	299(270)	204(184)

(3) 苦情相談状況

※25年度は1月末データ

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
犬	飼い方等の苦情	135	98	86	93	78
	不明保護の連絡	466	375	336	324	231
猫	飼い方等の苦情	104	105	116	101	91
	不明保護の連絡	158	149	221	229	188

2 課 題

犬猫の収容数及び処分数が大きく減少したのに対し、苦情相談件数はそれほど減少していない。

3 今後の具体的な取り組みの検討

すべての問題は、飼い犬・飼い猫の適正飼養に帰結することから、今日的な課題である、「ペット飼育可の集合住宅におけるペットトラブル」や「高齢犬・高齢猫のケア」などを含めた、適正飼養に関する普及啓発の具体的な取り組みについて検討を行い、実現可能なことから実施していく必要がある

